

支部ニュース

2020年8月 No.561

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口II 202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

- | | | |
|------------------------------------|-------|----|
| ●坂本修東京支部初代幹事長を悼む | 黒岩哲彦 | 1 |
| ●2020年東京都知事選 | | |
| ※東京都知事選挙の取り組みと結果について | 黒岩哲彦 | 3 |
| ※都知事選「希望のまち東京をつくる弁護士の会」がんばりました! | 青龍美和子 | 7 |
| ●中学校教科書採択問題 | | |
| ※大田区での教科書採択への取り組み | 長尾詩子 | 9 |
| ※多摩地域での教科書採択の問題に対する取り組み | 橋詰 穰 | 10 |
| ※東京都での教科書採択 | 中川勝之 | 11 |
| ●東京美々卯事件について提訴のご報告 | 佐々木亮 | 12 |
| ●7月幹事会学習会「差別撤廃のための各地の条例の現状とこれから」 | 金 竜介 | 13 |
| ●新人紹介 | 本間耕三 | 15 |
| ●今年のサマーセミナーの見どころをご紹介～ZOOM開催で決行します! | 倉重 都 | 16 |
| ●7月幹事会議事録 | | 18 |

坂本修東京支部初代幹事長を悼む

支部長 黒岩 哲彦

坂本修団員（11期）が2020年7月7日にご逝去されました。

北千住法律事務所の創立者の青柳孝夫さん（10期）が2018年12月に亡くなった時に、坂本修団員からお悔やみ電話を頂きました。私が坂本修団員をお見かけしたのは、6月23日に東京法律事務所です都知事選挙の法規対策について小部正治前支部長と加藤健次本部前幹事長と協議をした時に、坂本修団員が熱心に新聞を読んでおられる姿でした。



1 類まれな労働弁護士の実践家であり理論家

（1）私自身は坂本修団員と一緒に事件活動・弁護団活動を取り組んだことは残念ながらありません。

私にとって、坂本修・上條貞夫・松井繁明著『労働裁判 権利のための闘争』（青木書店、1977年5月発行）と坂本修・坂本福子著『格闘としての裁判——労働弁護士のノートから』（大月書店、1996年発行）は裁判闘争の基本書です。準備書面の構成について物理学者の木下是雄氏の『理科系の作文技術』（中公新書）を紹介されて「同書に学ぶところはおいしい」とされています。私は『格闘としての裁判』ではじめて名著の誉れが高い『理科系の作文技術』を知り学びました。

坂本修・坂本福子団員は、労働裁判の本質を、“労働者の人権をめぐる真実と虚偽の格闘”として捉える。労働裁判の法廷は、嘘をつくもの、不正な主張をくりかえすものと、人間の尊厳をかけ真実をかけて正義の主張をするものとの対決、格闘の場である。勝敗を決するのは真実である。真実の力は強く、デッチ上げた嘘はどこかでポロが出る。労働裁判の全過程のすべてで、格闘の主体である労働者と弁護士が力を合わせて格闘しなければならない、とされています。

坂本修・坂本福子団員は提訴にあたっての大事な点を5挙げられています。

- ① 要求をはっきりさせる
- ② 権利としてたじろがず大胆に要求する
- ③ 明確な対決点（争点）を設定する
- ④ みんなの当然の要求として理解してもらうようにする
- ⑤ 証拠探しをあきらめず徹底的に行う

“真実の証拠はひとりでは歩いてこない。しかし、努力すればつかみとることができる”。“「歴史的な展望」をもち、その中に自分をおいて生きる”

（2）大衆的裁判闘争は、松川事件やメーデー事件など弾圧反対闘争で実践され、労働裁判のみならず、社会保障裁判、公害・環境裁判、教育裁判などで日本国憲法をいかに裁判闘争は発展していますが、現在は国民・市民と公権力や大企業はつばぜりあいを演じています。

今こそ、坂本修団員が労働者同志の労働弁護士とともに切り拓いた実践と理論を深く学ぶ時だと思えます。

2 心から自由法曹団を愛した団パーソン

(1) 坂本修団員は1973年1月に東京支部が結成されたときの初代幹事長です。この日はベトナム戦争についてパリ平和協定が締結された非常に記念すべき日でした。「結成趣意書」では「民主主義を奪うものと民主主義を擁護・拡大するものとの対決が日本の将来を決める。首都東京における統一戦線の一翼として広く東京の人民の諸闘争と結合して任務を果たすことが、いま求められている」と述べています。

支部結成の背景には60年代後半から革新自治体が全国に広がっていて、東京でも1967年に美濃部革新都政が誕生したという情勢がありました。一方、こうした情勢のもとで70年代に入って自由法曹団も全国に展開し、力をつけてきたことがありました。支部結成当時、坂本修幹事長は、「革新自治体が各地に続々出来ている70年代の遅くない時期に民主連合政府を」と日本共産党が提起している

情勢の発展に展望をもって、民主的法律事務所の建設を展望しようではないか」と提起をされました。具体的には「どんどん地域事務所を作っていく、民主勢力と結合して、さらには行政区単位に作る。将来的には、たとえば5人、10人レベルの法律事務所を各選挙区（中選挙区制）ごとに、さらには行政区単位につくる。そこから都議会議員・区議会議員とか、都や区の行政委員会の委員として出ていく、つまり地方の権力、地方の政治に民主勢力が入り込んでいくことによって国を変えよう。その一翼を支部団員が担う、そのくらいの展望で臨もうではないか」と話されました。

(2) 1960年代から1970年代の統一戦線は地方自治体レベルで革新自治体を生み出すことに成功しましたが、今は、国政レベルで、安倍政権が安保法制（戦争法）強行後、「市民と野党の共闘」が大きく前進し、安倍政権を退陣に追い込み、野党連合政権を樹立することが現実的な政治目標になっています。他方で、衆議院は中選挙区から小選挙区制に改悪されました。こうした新しい情勢の中で、坂本修幹事長の「民主的法律事務所の建設を展望しようではないか」の提起を、新しい情勢に合わせて発展させることが大切な課題です。



3 最後まで熱い情熱をお持ちでした

来年は自由法曹団創立100周年を迎えます。坂本修団員は団の100年史の原稿を書きあげられたと伺っています。

坂本修団員は熱い情熱を最後までお持ちで、議論好きであり、東京法律事務所の所員ではない私にも議論をして頂きました。

私たちは、現在の前向きに発展した情勢の中で、坂本修団員の情熱、理論、実践を深く学び発展させて、「首都東京における統一戦線の一翼として広く東京の人民の諸闘争と結合して任務を果たす」決意を新たにしています。

2020年東京都知事選

東京都知事選挙の取り組みと結果について

支部長 黒岩 哲彦



宇都宮けんじさんは2020年7月16日に新宿駅西口での都議会臨時議会前宣伝で「運動を続ける」と決意を話しました。呼びかけ人会議の永山利和さん、東京地評、新婦人などの方と一緒に自由法曹団東京支部の黒岩もスピーチをしました。

はじめに

自由法曹団東京支部は、革新都政をつくる会の一翼の担い、「市民と野党の共闘による都政の転換」を実現する立場で東京都知事選挙を取り組みました。宇都宮けんじさんが掲げた政策は、自由法曹団にとって実践的な課題です。コロナ対策、羽田新ルート問題や都立・公社病院の独法化問題、ジェンダー平等など諸課題に取り組む決意です。

第1 選挙結果について

1 投票率—政治への期待が高まる

投票率は55%で2016年都知事選挙の投票率59.73%よりマイナスでした。しかし、2019年参議院選挙の投票率51.76%より3.24%上がりました。コロナ禍で投票率が上がったことは、政治に対する期待の表れだと思います。目黒区長選挙も同じ傾向です。

2 小池百合子氏は論戦から逃げ回った

東京都知事選挙で地上波のテレビ討論を行うことは当然でした。前回の2016年都知事選の際には、小

池百合子氏はあらゆる局の討論会に出ていました。しかし、今回は、宇都宮陣営は在京キー局各社に向けてテレビ討論会の実施を文書で申し入れましたが、テレビ討論が行われませんでした。前代未聞のことです。

3 宇都宮けんじ 84万票は大健闘

そうした中で、宇都宮けんじさんが84万票を獲得したことは大健闘だと思います。出口調査では10代、20代は宇都宮けんじさんの支持が高いことも、今後の展望が持てるものです。

第2 首都東京で市民と野党の共闘の実現

—宇都宮けんじさんが野党統一候補になった経緯—

宇都宮けんじさんを候補にしたプロセスが不透明だと率直な疑問の声を聞きました。「市民と野党の共闘による都政転換」を求める市民の運動を背景にして、宇都宮さんの思い・決断と野党の政治決断が合流しました。時系列は次の通りです。

1 「呼びかけ人会議」の活動

浜矩子、五十嵐仁、永山利和の3氏の呼びかけで2019年9月に運動をはじめ、本当にねばり強く「市民と野党の共闘で都政の転換」を求める活動を行ってきました。野党各党への働きかけ、電話番号・FAX番号、言葉使いなど本当に細心の心使いでした。

2 野党間の粘り強い協議

野党では共闘の確認がされ、粘り強い協議が続けられていました。

3 5月27日—宇都宮けんじさんの立候補表明

宇都宮けんじさんは、江東市民連合の強い要請で、5月27日に立候補の記者会見をしました。野党共闘の流れとは独立した、宇都宮けんじさんの強い都政転換の思いでした。

宇都宮さんは、◇ 緊急3課題 ①医療体制充実と補償の徹底、②都立・公立病院の独法化中止、③カジノ誘致計画の中止を、◇ 重視する課題▽子どもの貧困打開、▽都立大授業料の半額化・無償化、▽住まいの貧困、貧困・働く者の貧困克服、▽外環道・特定整備路線見直し、▽羽田新ルート反対、▽温暖化対策の抜本的強化に取り組むとしています。また、◇ 延期された五輪について、専門家の判断として開催が難しいということであればIOCは早い段階段階で中止を決断すべきだとしました。

4 5月28日—野党の迅速で的確な政治判断

宇都宮さんの記者会見を受けて、野党各党は政治決断をしました。

5月28日に日本共産党の志位委員長は「昨日（27日）の宇都宮さんの会見を拝見しましたが、基本的な政治姿勢、基本政策は私たちと共有できると思います。日本共産党として宇都宮さんの出馬表明を歓迎します。今後のたたかいについては、よく話し合っていきたい。この間、野党の党首間では、都知事選挙で統一候補を立ててたたかうことを何度も合意しています。わが党としては野党共闘でたたかう体制をつくるために努力したい」との見解を明らかにしました。また、立憲民主党東京都連では宇都宮支持の方向で党内議論を進めました。

5 6月3日—「呼びかけ人会議」の日本教育会館での会議

コロナ禍で参加者を100人に厳格に制限しました。野党は立憲民主党長妻代表代行・都連会長、日本共産党小池書記局長、国民民主党岸本選対委員長、社民党吉田幹事長、新社会党岡崎中央執行委員長、緑の党漢人本部共同代表が出席して、国民民主党以外は宇都宮支援を表明しました。国民民主党は野党共闘の立場を強調しました（選挙は自主投票になる）。

6 6月5日—宇都宮けんじさんのコメント

宇都宮けんじさんは、野党の応援について、2020年6月5日に次のコメントを出し、野党共闘で闘うことを明らかにしました。「都知事選で立憲民主党、日本共産党、社民党、新社会党、緑の党から応援していただくことになりました。大変ありがたく心強く思っています。宇都宮市民選対(準)も大変喜んでいきます。応援をいただく政党と協力しながら、保守・中道・無党派の人々にも私たちの訴えが届く運動ができればと思っています。」

7 選挙戦での野党共闘

選挙戦でも、立憲民主党、日本共産党、社民党、新社会党、緑の党、国民民主党の小沢一郎議員、平野博文幹事長、原口一博国対委員長、野田佳彦前首相、岡田克也前副総理が共同で応援しました。

第3 新自由主義との決別と安倍政権を退陣させることが共通の旗になる

—国政問題での政策の一致がキーポイント—

野党間では、都政については、予算の賛否、具体的には都立病院・公社病院の独立行政法人化問題など必ずしも一致はしていませんでした。宇都宮けんじさんと野党間で、コロナ禍で新自由主義と決別することと安倍政権を退陣させることで一致したことは野党共闘を実現する大きな力になりました。この野党共闘の前進が都立病院・公社病院の独立行政法人化問題反対など都政政策の一致を生み出しました。

枝野幸男立憲民主党代表は、2020年5月29日に「**支え合う社会へ ポストコロナ社会と政治のあり方『命と暮らしを守る政権構想』**」を発表しました。枝野構想は、「(1)「小さすぎる行政の脆弱さ」①危機にマンパワー不足、②司令塔が不明確、③迅速に情報集約・事務処理ができない、(2)ポストコロナ社会の理念①支えあいの重要性、②自己責任論の限界、③再分配の必要性、(3)ポストコロナの社会・経済・政治の方向性①『支えあう社会』へ、②『未来志向の分散型経済』へ、③『信頼できる機能する政府』へ」です。この内容は私たちと共通する思いです。

第4 「市民選対」で本気の共闘を実現

東京の25の小選挙区で「市民選対」がつくられました。例えば、東京13区(足立区の東部)では、「宇都宮けんじ あだち市民選対」が「戦争いやだ! 足立憲法学習会」、「市民連合あだち」、「革新都政足立の会」、立憲民主党、日本共産党でつくられました。まさに、本気の共闘が実現し、立憲の方の比喻では『混ぜると危険』から『信じて任せる』になりました。また、選挙実務の共同を共同し、街頭宣伝、法定ビラ配布、ポスター張り出し、候補者カーと確認団体カーの手配など、実質的な共同選対になりました。選挙後、立憲民主党の北條13区総支部長と日本共産党斉藤まりこ都議が共同街宣を行ったことは足立区民を励ました。

第5 「希望のまち東京をつくる弁護士会」

「弁護士会」は「市民と野党の共闘」の一翼を担い、人権弁護士と野党共闘を広く結集しました。

1 発足の経緯

5月8日午前に、児玉勇二弁護士(宇都宮さんと同期)と黒岩の協議、同日午後の革新都政をつくる会臨時総会に参加をした白神優理子団員、中川勝之団員、黒岩の協議で「希望のまち東京をつくる弁護士会」をつくることにし、それぞれ呼びかけ人を集め、11日に発足をしました。

呼びかけ人は、次の弁護士です。

大森典子(東京弁護士会)、大脇雅子(愛知県弁護士会)、緒方蘭(第二東京弁護士会)
岸松江(東京弁護士会)、黒岩哲彦(東京弁護士会)、国府泰道(大阪弁護士会)

児玉勇二（東京弁護士会）、今野久子（東京弁護士会）、佐々木亮（東京弁護士会）
白神優理子（東京弁護士会）、杉浦ひとみ（東京弁護士会）、鶴見祐策（東京弁護士会）
中山武敏（第二東京弁護士会）、新里宏二（仙台弁護士会）、原田敬三（東京弁護士会）
平山知子（東京弁護士会）、淵脇みどり（東京弁護士会）、三浦佑哉（第二東京弁護士会）
宮川泰彦（第二東京弁護士会）、秀嶋ゆかり（札幌弁護士会）。

賛同者は全国で人権活動に取り組む弁護士です。

2 弁護士からのメッセージ

寄せられた弁護士メッセージは、人権活動での宇都宮けんじさんへの思いが具体的に語られていました。いくつかを紹介します。

○オウム真理教に殺害された坂本堤弁護士一家救出運動

岡田尚弁護士 神奈川県弁護士会

オウム真理教に殺害された坂本堤弁護士一家救出運動では、坂本の同僚であった私と坂本の妻都子さんが、子どもができるまで宇都宮事務所で事務局として働いていたこともあり、長い間オウム真理教との闘いを共にしてきた。年1回の11月3日の墓参りも、多忙極まりない日弁連会長時代も必ず参加してくれていた。政策も行動力も抜群だが、その優しさと思いが好きだ。3度目の正直、今度こそ当選させたい。

○引きこもりの「悪質引き出し業者」事案

平山知子弁護士 東京弁護士会

2年前から取り組んでいる、糾弾の事案で、弁護団長を務めていただいています。今日も超お忙しい中を、警察署まで刑事告訴に一緒に行ってくださいました。人権侵害された人たちのために、誠実に徹底的に、力を尽くすお姿には、本当に心を打たれます。今度こそ、都知事となって、都民のため、都政の革新のために、そのお力を発揮して頂きたいです。全力で応援いたします。

○立川市で保護を打ち切られた男性が自殺に追い込まれた事件

田所良平弁護士 第二東京弁護士会

立川市で保護を打ち切られた男性が自殺に追い込まれた事件では、宇都宮先生が調査団代表となって真相究明と再発防止を求める活動をしました。生活保護基準の違法な引き下げの取り消しをもとめる裁判でも、弁護団長として奮闘されています。すべてのひとの命とくらしを守る都政をめざす宇都宮先生を、私も全力で応援いたします！

○宇都宮けんじさんが日弁連会長だった時の司法修習生

青龍美和子弁護士 東京弁護士会

私は宇都宮さんが日弁連会長だった時に司法修習生でした。当事者目線で権利を実現していく奮闘する姿に感動しました。若者等に手厚い保障をしているソウル市を何度も見に行った経験をぜひ生かしてほしいです！

○打越さく良弁護士 新潟県弁護士会、立憲民主党参議院議員

命と暮らしを守り抜く都政のために、宇都宮けんじさんを応援します。

○大脇雅子弁護士 愛知県弁護士会、元社会党参議院議員

今、都政に必要なのは都民の「いのちと命とくらし」を守るために、政府の顔色をうかがう人ではなく、無私に徹して生命を張れる知事です。

宇都宮けんじ候補は、これまで弱い人の痛みを自分の痛みとして弁護士活動をしてきた人です。都知事には宇都宮けんじ候補を応援します

○山添拓弁護士 第二東京弁護士会、日本共産党参議院議員

私が弁護士になった当時の日弁連会長が宇都宮けんじさん。

弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする、という弁護士法1条を、新入りの私たちに繰り返し語られたのが印象的です。その使命を文字通り全うし、常に最も困難な立場にある人に寄り添ってきた宇都宮さん。そういう方にこそ、都政を変えてほしい。一緒にがんばります！

3 街頭宣伝

6月25日上野駅・団東京支部と7月2日裁判所前・弁護士の会で宣伝行動を行いました。

4 SNSを活用した取り組みをすすめました。

第6 法規対策と弾圧対策

1 宇都宮選対の法規対策

2012年と2014年の宇都宮選挙で宇都宮選対の法規対策を団東京支部が担いました。今回も、宇都宮選対の要請を受けて団支部が交代で常駐をしました。

2 弾圧対策

「市民と野党の共闘」時代の弾圧対策が求められます。

第7 新自由主義の克服と野党共闘による安倍退陣を実現するために全力をあげよう

2020年秋にも衆議院解散総選挙が行われるのではないかと様々な予測が飛び交っています。コロナ危機について安倍政権が対応する意思も能力もないことが明らかになりました。新自由主義の克服と野党共闘による安倍退陣を実現するために全力をあげましょう。

都知事選「希望のまち東京をつくる弁護士の会」

がんばりました！

東京法律事務所 青龍 美和子

6月8日午後に革新都政をつくる会臨時総会に参加した弁護士数名が、宇都宮けんじ候補を応援する団体をつくろうと、2014年と同じく「希望のまち東京をつくる弁護士の会」の立ち上げを決定した。老若男女の合計20名の弁護士を呼びかけ人として、弁護士アピールを定め、その賛同人を集める形で活動を開始。共同代表は、黒岩哲彦団支部長と白神優理子元八王子市長候補。

直ちに会のホームページを立ち上げ、中川勝之団員の陣頭指揮の下、若手の団員弁護士が中心となってブログ、フェイスブック、ツイッターで発信した。結果的に6月12日から7月4日までのブログの投稿数は98本（1日平均4.3本）。内訳は、政策等が51本、弁護士、裁判原告・支援者等からの応援メッセージ等25本、街頭宣伝等の告知・報告等22本であった。ブログは、フェイスブックやツイッターに転載等されて発信され、独自の発信もあってフェイスブックやツイッターの投稿はもっと多かった。独自のバナーも複数作った。



わずか1か月足らずの短期間で、Twitter のフォロワー数は 196、Facebook ページへの「いいね！」は 400 を超えた。Twitter の投稿で最もリツイートが多かったツイートは、宇都宮さんが大山ハッピーロードに視察兼練り歩きに行った時の写真と文章。東京都の道路計画により分断の危険があるという問題で支部の団員が裁判にも取り組む中、道路計画見直しという宇都宮候補の政策と合わせて注目された。「バズる」までにはいかなかったが、リツイート数は 300 を超えた。



論戦の中でコロナ対策の財源が大きな争点となり、多額の起債による必要はないとの発信は、会のブログが先行した。また、コロナ問題についての小池都知事に対する 8 つの公開質問については詳しく発信した。都立病院・公社病院の独法化問題については、同時期に憲法セミナーを行った東京法律事務所の資料を利用して発信した。

都知事選の時期以上に感染拡大している現在、宇都宮けんじ候補の政策はますます輝いており、これからでも勉強になるので閲覧して欲しい。

また、市民選対の広がりによる弾圧も心配されたため、選挙戦中盤から団員弁護士が午前午後選対事務所に常駐した。大きなトラブルはなかったが、インターネットを利用した選挙活動が具体的にどこまで許されるかというネット時代にふさわしい質問が相次いだ。早くべからず選挙の公職選挙法は改められるべきである。

賛同人も短期間で全国から思想信条、党派を超えて 200 数十人集まった。立憲民主党の打越さく良参議院議員、日本共産党の山添拓参議院議員、元社会党参議院議員の大脇雅子さんなど、弁護士（元）議員

からも写真付きで熱いメッセージを送っていただいた。

コロナ下のため、独自の街頭宣伝はほとんどできなかったが、上野駅前や裁判所前で宣伝を行い、支部団員、事務局労働者の皆さんにも多数ご参加いただいた。山添拓議員の勝手連 YAMA 部が呼びかけた新宿駅東南口での街頭宣伝にも、複数人参加した。



今回の都知事選挙は、小池都

知事がコロナを口実に街頭宣伝をせず、その結果、テレビが報道を控え、テレビ討論もなかったという異常な選挙であった。今後も似た状況はあり得るが、ネットも含めて地道に支持を広げる基本は変わらない。団支部の取り組みは宇都宮けんじ候補の政策と多く重なるのでこれからも頑張りたい。

支部のみなさまには、賛同人、写真付きメッセージなどをお寄せいただき、ありがとうございました！

中学校教科書採択問題

大田区での教科書採択への取り組み

東京南部法律事務所 長尾 詩子

どこでも同じ状況だと思いますが、大田区でも新型コロナ感染拡大防止との兼ね合いで、非常に運動が難しい状況です。2011年の悪夢は繰り返したくないということで、できることをやっています。

1 教科書展示会中の活動

直近では、6月に行われている教科書展示会にあわせて、6月7日にミニ学習会を行いました。現任教員から、歴史、公民、道徳の各会社の教科書について、ポイントを紹介してもらいました。ポイントを紹介するとともに、教科書展示会に行き、区民意見を提出することをお願いしました。会場では、学習会に参加できない人にも手渡せるように、育鵬社中心に各社の教科書のポイントをA4一枚にまとめた表を配りました。

また、私は、6月中旬頃、新型コロナ感染を恐れて展示会場を訪れる人が少なくなることを心配し、急遽、同世代と仲間と一緒に、育鵬社と他社との歴史教科書の一部を比較した動画を作成し、フェイスブックで公開しました。これがどれほど効果があったのかは不明ですが、今後の参考にはなる活動でした。

なお、7月22日の教育委員会の報告で、展示会への入場者数は391名だったそうです。

また、私達は、区民に対して区民意見の提出をお願いするとともに、各学校に対して学校意見の提出もお願いしてきました。今年は、大田区28校全校が学校意見を提出したとのことでした。

例年と比べれば、入場者数は少なく、おそらく提出された区民意見も少なかったことと思いますが、それでも新型コロナ感染拡大防止との兼ね合いからはやむをえなかったと思います。

2 教育委員会傍聴

7月22日の教育委員会には、区民で傍聴を行いました。81名の参加でした。

これまで新型コロナ感染拡大防止のために広い会場を使用するため、従前使用した区役所や区役所近くの建物ではなく、池上会館という最寄り駅から遠い会場で行われたこともあり、参加人数が心配でしたが、会場が112名定員でしたので、結果的にはちょうどいい人数でした。

開始前には、会場入口で、例年のようにプラカードをもってスタンディングを行いました。

今回の教育委員会の議題は、調査委員会からの報告でした。

重要な報告としては、

- ・区民意見提出数は報告意見は歴史、公民道徳の意見が多い
- ・社会科歴史については、学校意見は、東書肯定的多い
- ・社会科公民については、学校意見は、東書肯定的多い
- ・道徳については、学校意見は、日文と東書肯定的

です。

3 今後について

次回教育委員会は、8月11日、8月12日です。この日に教科書採択が行われます。

いい結果をご報告できるよう、最後まで大田区民のみなさんと一緒にがんばっていきたいと思います。

多摩地域での教科書採択の問題に対する取り組み

三多摩法律事務所 橋詰 穰

1 多摩地域の特徴

多摩地域は、26市3町1村から構成されており、23区内と同様、教科書採択地区は原則として一自治体ごとに一つとされている。但し、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村の3町1村は、合同で「西多摩協議会」という一つの採択地区を構成している。同地区は面積が広い範囲に及ぶが、教科書展示の会場は奥多摩町内の1か所しかない点が問題となっている。

2 地域の運動体と課題

多摩地域の運動体の中心は、三多摩労連のもとで活動する「子どもと教育を守る三多摩の会」(略して「三多摩の会」)である。広く三多摩地域の教育問題について市民団体や労働組合等と連帯して運動を展開している。もちろん、各地域にも主旨を同じくする教育関連団体(運動体)があり、三多摩の会とも連携を図りながら、重要な教育課題として例年、教科書採択の問題に取り組んでいる。なお、三多摩の会には会長と事務局のそれぞれに当事務所の弁護士が参加している。以下、三多摩の会の活動と、特色ある地域の運動や課題を紹介する。

3 運動の内容と地域の課題

(1) 三多摩の会を中心とした取り組み

三多摩の会では、教科書採択について、事前及び事後の学習会や交流会の開催、自治体への要請及び要請書ひな形の作成、各地域の教科書展示期間や採択結果等の情報集約などを行っている。例年の流れに沿って紹介すると、春頃に事前の学習会を開催して、採択対象となる各教科書の問題点を共有するとともに、地域に運動を呼びかける。今年度は新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が明けた直後の時期であったため、会場参加とZOOM参加を併用して開催した。また、地域の運動を後押しすべく、三多摩の会から各自治体(教育委員会)に要請するだけでなく、各地域の運動体からの要請ができるよう要請書のひな形を作成して提供している。さらに、地域の運動体と連携しながら、見本本の展示期間や採択日、採択結果などの情報を集約し、全体で共有していく。全ての採択結果が出揃った後は、秋頃に交流会を開催し、各地域の採択結果や運動の経過を振り返るとともに、次年度の運動につなげるための意見交換と経験交流を行っている。

(2) 武蔵村山市での取り組み

多摩地域において唯一、育鵬社中学校公民・歴史教科書が使用されているのが武蔵村山市である。過去に何度か取り組みについて報告しているが、前回の採択後に、直近の2回、育鵬社教科書採択を主導的に進めてきた教育長が退任した。今回こそ育鵬社教科書採択を阻止するために、「武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会」を中心に、市教委に対して現場の教師や保護者の意見を尊重した採択を求める要望書の提出、育鵬社教科書の問題点に関する学習会の開催、教科書展示会での意見投稿の呼びかけなどを積極的に行ってきた。採択の臨時教育委員会は今月の18日に開催される予定であり、運動の成果が実り、育鵬社教科書採択が阻止されることを期待している。

(3) 最近みられる課題

ここ数年、武蔵村山市以外の他市における課題として指摘されるのは、教育委員会の採択手続の一部を非公開で行い、そこで決めた結論どおりに形式的に公開の委員会を開いて採択する進め方が府中市など一部で行われていることである。教育現場の声や展示会アンケートの市民の声を反映した民主的かつオープンな採択手続を求める要請を粘り強く行っていく必要がある。

4 当事務所の教育 PT の取り組み

当事務所では、三多摩の会や地域の運動体への所員の参加のほか、所内の教育プロジェクトチームとして各自治体への要請等を独自に行うなどしてきた。しかし、今年度はいわゆるコロナ禍の下で時期的にも活動に困難が伴い、自由法曹団が作成した意見書を、各教育委員会宛に委員の人数分を送付するにとどまっている。アフターコロナの時代において、どのような取り組みをしていくのか、考えていきたい。

東京都での教科書採択

事務局長 中川 勝之

教科書採択は原則各自治体で行われるため、運動も各地の個人・団体、団事務所が共同してなされているが、都立中学（中高一貫校（10校）、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由・病弱の特別支援学校中学部（22校））にかかる東京都・都教委採択については都段階の運動が求められるため、団東京支部も参加する東京教科書採択問題連絡会の固有の任務であった。

結果的には、今年は昨年までの歴史公民で育鵬社、あるいは自由社を不採択とした。19年ぶりのいわば奪還である。

すなわち、都教委は2001年に、侵略戦争を美化する「新しい歴史教科書をつくる会」が事実上編集した扶桑社の歴史教科書と公民教科書を、都立養護学校（現特別支援学校）の一部で採択し、公立学校で扶桑社版を採択したのは都教委が全国初めてであったこともあり、激しい抗議が起こった。にもかかわらず、都教委はその後、養護学校に加え、新設された都立の中高一貫校でも扶桑社の教科書を使用し、さらに扶桑社版の後継である育鵬社や自由社の教科書を採択してきた。昨年でも育鵬社を採択した。

こうした中での今回の採択結果は諸手を挙げて歓迎されるべきであり、大きな成果である。不採択の理由については、投票が育鵬社と自由社に分かれた（中高一貫校の公民では10校全てで、歴史では2校で再投票となった）、都議の構成が変わったこともあると考えられるが、進学校である中高一貫校では育鵬社の教科書では受験に不向きといった声も含めた粘り強い運動があったことは間違いない。

都内で育鵬社を採択してきた他の自治体には武蔵村山市と小笠原村があり、武蔵村山市でも変化があるようであるが、団支部として両自治体には要請書と団本部意見書を送付済みである。

話は変わるが、日の丸・君が代にかかるいわゆる10・23通達が出されたのは2003年であり、最近でもコロナ下でも今年3月の都立学校の卒業式で都教委の指示の下、全校「君が代」斉唱がなされたことも報道された。今回の教科書採択の成果が広く都内の教育の充実・民主化等につながるよう引き続き運動したい。特にコロナ下で教育の在り方も大きく問われてきており、少人数（30人以下）学級も思い切って実現されるべきである。また、教職員の長時間過密労働を合法化し、さらに悪化させる恐れのある「1年単位の変形労働時間制」導入阻止に向けた取り組みも強化したい。

東京美々卯事件について提訴のご報告

旬報法律事務所 佐々木 亮

みなさんは「うどんすき」という食べ物をご存知でしょうか。私は、うどんの生産量日本2位の埼玉県で育ったのですが、この「うどんすき」という食べ物にはあまりなじみなく、弁護士になってから知りました（恥ずかしながら、そのネーミングから、すき焼きの最後に入れるうどんか？とっていました）。

この「うどんすき」を提供する老舗に「美々卯」という料理屋があります。ルーツは大阪で、たいそうおいしい食べ物です。私も弁護士になってから3回食べました。けっこうな値段なので、何回も行くことはできません。

この美々卯は、大阪で展開する会社（株式会社美々卯）と東京で展開する会社（株式会社東京美々卯）の2つあり、グループ会社となっていました。一応別会社となっていますが、実権は大阪の美々卯の方の社長が持っており、東京美々卯の役員たちは会社の帰趨についての最終的な決定権を持っていませんでした。そして、事件は東京美々卯の方で起きます。

新型コロナウイルス感染拡大が進んでいた本年4月中旬、デパートなどが軒並み営業自粛となり、デパート内に入っている東京美々卯の店舗も休業となっていました。そんな中、早々に東京美々卯は自身の解散を取締役会で決めてしまうのでした。

会社が解散となれば、労働者は解雇となります。その後開かれた従業員に対する説明会では、東京美々卯の役員も「正直納得してない」などと述べるように、解散することについて納得はしていない様子でした。しかしながら、実権を握っている大阪の美々卯の社長が決めたことであるので、東京美々卯の役員は抗うことはできません。解散であるとの決定を従業員に向けて報告するのでした。

しかし、あまりに安易で、あまりに突然の解散決定だったため、店長格の労働者を中心に、不満がたまりまます。東京美々卯の役員が納得していないのですから、労働者たちが納得しないのも無理はありません。そうしたところ、東京美々卯の役員たちは、ある店長格の従業員に対し、従業員全員の退職届と、労働組合を抜けたことがわかる書面を手土産にして、大阪の美々卯の社長に東京美々卯の存続をお願いしに行く、というのでした。

ここで突然労働組合が出てくるのですが、実は東京美々卯には、1995年以来、全労連・全国一般東京地方本部一般合同労組が組織する「東京美々卯分会」が存在し、東京美々卯と同組合との間には、会社解散や労働者の解雇などについて、同組合の同意がなければできないという労働協約が結ばれているのでした。

これをきいた店長格のある従業員は、この話を受けて、他の従業員にも退職届を書くように勧めます。もちろん、本気で退職するというよりは、東京美々卯の存続のための退職届となるのです。

かくして、ほぼ全従業員の退職届と、組合を脱退するとして連名の脱退届をもって、東京美々卯の役員は大阪の美々卯の社長に「お願い」に行ったようなのですが、大阪の美々卯の社長は「もう遅い」として、東京美々卯の解散方針を覆しませんでした。

結局、従業員の一部は労働組合に復帰し（労組側は不当労働行為があると見ていたので脱退扱いとしてなかった）、退職届の撤回などを求めるのですが、東京美々卯はこれを拒否するのでした。そして、2020年5月20日、東京美々卯は株主総会を開き、解散を決議してしまいました。

2020年7月14日、東京美々卯の従業員9名と組合が原告となり、清算会社となっている東京美々卯を東京地方裁判所に提訴しました。内容は、9名の内2名は解雇の無効、残り7名が退職の意思表示の無効・取消を訴え、組合は不当労働行為を不法行為としての損害賠償請求をするというものです。また、労働協約違反による解散手続きの不相当性や解雇・退職勧奨の違法性も主張しています。

相手は清算会社となってしまっており、厳しいたたかいとなると思います。しかし、原告となった従業員たちは、高校を卒業して東京美々卯に入社し、伝統の味を受け継ぎ、守ってきた人たちです。人によっては勤続20年を超えるのです。ある日、突然、勤める会社が解散してしまい、家族ともども路頭に迷わされたのです。そして、必死に受け継いできた技術や味に対するプライドもあります。

この問題が起きたとき、組合は記者会見を開きました。ある原告は涙を浮かべながら、東京美々卯が説明も十分しないままの解散に、抗議をしていました。その様子をみながら、労働者を簡単に捨ててしまうことに対する怒りがわきました。

皆さまもぜひ、東京に美々卯の「うどんすき」を復活させるために、お力をお貸しください。組合や東京美々卯の本店のあった京橋付近の住民の方々が署名を集めています。どうぞよろしく願いいたします。

なお、弁護団は、私のほかに、徳住堅治弁護士、細永貴子弁護士です。

7月幹事会学習会 「差別撤廃のための各地の条例の現状とこれから」

幹事長 金 竜介

1 ヘイトスピーチ解消法の制定

(1) 意義

立法事実として、大規模なヘイトデモによる人権侵害がある。先んじて、野党が（ヘイトスピーチに限らない）人種差別全般についての法律を作ろうと動いていた。自公政権もこの動きを無視できず、政府側からヘイトスピーチ解消法（以下、単に「解消法」という。）が出てきた。

実情として、ヘイトスピーチの規制を求める強い声があり、カウンターとの衝突があると警察がヘイトデモ隊を守ることもあった。

そもそも人種差別・民族差別に関する法律は今まで存在しておらず、「差別的言動は許されない」（前文）とヘイトスピーチを許さない基本姿勢を示している解消法は、画期的であった。

解消法はあくまでの理念法であり、具体的な規制は各自治体の条例に任せるという作りとなっている。



(2) 問題点

解消法には、問題点もある。

「差別的言動は許されない」としつつ、禁止規定はなく、明確に「違法」としているわけでもない。

加えて、保護対象者が「本邦外出身者」に限定されてしまっている。適法居住要件があり、「不法滞在の朝鮮を叩き出せ」という言論が対象外になるのかという議論がある。また、野党案では、性的少数者や被差別部落出身者などあらゆるマイノリティへの差別が対象となっており、この点でも物足りない。

もともと、この点については衆参両院の付帯決議があり、解消法の定義に含まれない差別言動が許されるとの理解は誤りであり、許されないものがある、と明記されている。

(3) 法律制定後の動き

法律が施行された直後の平成28（2016）年6月5日、川崎市が、ヘイトデモの集会に利用する目的の公園使用を認めず、また、裁判所も（ヘイトの対象となる）社会福祉法人施設から半径500m以内での街宣活動禁止の仮処分を決定した。裁判所の仮処分決定には、ヘイトスピーチ解消法について言及がされている。

また、以下で述べるように、各地で条例が制定された。

2 差別撤廃のための各地の条例（一部を紹介）

(1) 大阪市条例（平成28（2016）年）

ヘイトスピーチ解消法成立前に制定されていたのが大阪市条例である。ヘイトスピーチと認定したものについて、発信者の氏名などを公表し、ホームページに掲載する内容となっている。

この条例に基づき、これまでに保守速報の栗田香、朝鮮人のいない日本を目指す会の川東了の氏名が公表された。

(2) 東京都条例（平成30（2018）年）

正式名称「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」。

ヘイトスピーチと性的少数者を分けて規定し、後者については差別禁止を定めているものの、前者については解消に向けた取り組みの推進のみを規定している。ヘイトスピーチに関しては解消法をなぞるだけでも言えるが、他方で公共施設の利用の制限等が可能になっており、無意味とは言えない。

(3) 国立市条例（平成30（2018）年）

先進的な内容であり、今後の条例はこの国立市条例を参考とすることが望まれる。

「何人も、人種、民族、国籍、性別、性自認、障害、職業、被差別部落出身などを理由に差別を行ってはならない」として包括的な差別を禁止する内容となっているほか、ヘイトスピーチを「暴力」に位置付けて禁止している。

(4) 川崎市条例（令和元（2019）年）

是正のための措置を無視し、差別的な言動を繰り返した場合に刑事罰を科す内容となっている（最高50万円の罰金）。

上記以外にも各地で条例の制定はされており、かつ、今後も広がっていく見込みである。

3 東京弁護士会の果たした役割

東京弁護士会では、平成27（2015）年、「地方公共団体に対して人種差別を目的とする公共施設の利用許可申請に対する適切な措置を講ずることを求める意見書」を発表した。

さらに、平成30（2018）年には、「人種差別撤廃モデル条例案」を公表し、国立市、川崎市、狛江市の条例策定に活用された。なお、この「条例案」では、制裁の内容を過料としている一方、川崎市条例は刑罰にまで踏み込んでいる。

4 表現の自由との「緊張関係」について

ヘイトスピーチ規制と表現の自由との間で一定の「緊張関係」があることはたしかである。

もっとも、解消法の成立以降、ヘイトスピーチ規制への理解は広まっており、以前より「緊張関係」を強調する意見は減ったように思える。

一部の学者などには、未だにヘイトスピーチ規制を憲法違反だと考えているような者もいるが、彼らの言論を見ていて思うことは、表現の自由との対立云々の前に、彼らはヘイトスピーチが「被害」であると理解できていないのではないかということ。

たとえば、中華街の各店舗に「中国人は出ていけ」との脅迫状が配布されれば当然違法だろう。他方、中華街で「中国人は出ていけ」と言って練り歩いても違法ではないという理解がある。しかし、この2つの事例は本当に切り分けられるのか。「特定」と「不特定」との間にはっきりとした境界はあるのか。

また、ヘイトスピーチには「沈黙効果」がある。ヘイトスピーチが飛び交う街で、ヘイトスピーチの被害者は自由に発言をすることができるのか。思想の自由市場論を盾にする論者は、この「沈黙効果」をどのように考えているのか。「対抗言論をしろ」と言うのは、あまりにも非現実的である。

5 全国の自治体で進む条例づくり

人種等を理由とする差別による人権侵害をなくすための条例づくりが各地で進んでいる。今後もこの動きが止まることはない。

自由法曹団は、2016年の5月集会で「ヘイトスピーチの根絶に向けてたたかうことを誓う決議」により良識ある市民たちと連帯してスピーチの根絶に向けて全力を尽くしてたたかうことを誓っている。東京支部は重要な役割を担っている。

新人紹介

東京法律事務所 本間 耕三

1 私のことなど

まず、基本的なことから。

私は、東京法律事務所に所属する弁護士の本間耕三と申します。司法修習は第72期で、修習地は秋田。出身地は、自由法曹団発祥の地である兵庫県です。出身大学と出身ロースクールはいずれも中央大学で、ロースクールは未修コースでした。

弁護士登録から既に半年以上が経過しました。それでもまだ、こんな未熟者が弁護士をやっているののだろうか？と自問することがあり、未だに電話口等で「弁護士の本間です」と名乗ることに少なからぬ抵抗感があります。とはいえ、もっと事件をこなして色々に経験を積んでいけば、次第に自信が身につく、そうした悩みなど些事であったと振り返れるときがやがて来るだろうとの楽観も持っています。

2 弁護士を志望した理由など

さて、そんな私が弁護士を志した理由について簡単に。

きっかけは10年ほど前に見たテレビのドキュメンタリー番組です。その番組では、近藤忠孝先生をはじめとして富山イタイタイ病裁判で活躍された弁護士が取り上げられていました。大企業の工場から排出された有害・有毒物質により重篤な健康被害を受けた被害者のため、加害企業や国を相手にして、困難な裁判闘争を闘い、さらに裁判をテコにして救済制度や再発防止策等の政策要求を実現していく、そうした運動の先頭で弁護士が大活躍していた。こうした内容が番組で紹介されていました。公害裁判を闘って被害者の権利救済や制度獲得に尽力した大先輩の弁護士たちの姿は、私にはとても輝いて見えました。同時に弁護士に対して素朴な憧れを抱き、自分もなりたいたいと思うようになりました。そして、いくつもの試験というハードルを越えて、今に至るといわけです。

なお、近藤忠孝先生が東京法律事務所にも所属されていたことは私が事務所に入所することが決まってから知らされました。何か「縁」みたいなものがあるのかもしれませんが。

3 今後取り組みたいことなど

このような次第で私が弁護士になった以上、私が自由法曹団に入ることは当然でしょう。そして、自由法曹団員として、公害裁判に取り組むこともまた当然といえます。弁護士登録後、早速、ノーモアミナマタ第2次東京訴訟の弁護団に加入いたしました。また、原発訴訟の浜通り弁護団にも名を連ねさせていただいております。浜通り弁護団では、まだあまり実働的なことはできておりませんが、何かしらの形でお力添えできればと思っています。このような公害裁判に継続的に関わって、被害者の権利救済に取り組むことが私が自由法曹団の団員としてやりたいことの一つです。

また、新人弁護士や若手弁護士の団員を増やすことも取り組みたいことの一つです。司法制度改革による法曹増が行われて久しいですが、これに対応して、人権活動の担い手もまた増やしていくべきです。また、自由法曹団の将来問題とも関わって、新人や若手の拡大は急務ではないかとも思っています。私は、一団員として、こうした課題に取り組むたいと考えています。

他にも、冤罪事件や弾圧事件、労働事件などやりたいことは山のようにあります。はっきり言って身体が一つでは足りません。

とはいえ、一人の人間にできることは限られていますので、あまり無茶はせず、心身を労わりながら、自分にできる範囲のことをコツコツとこなしていこうと思っています。

今年のサマーセミナーの見どころをご紹介します ～ZOOM開催で決行します！

事務局次長 倉重 都

皆様お待ちかねのサマーセミナーが近づいてきました。しかし、残念なお知らせになってしまい恐縮ですが、新型コロナウイルスの感染者が、ここにきてさらに増加したため、断腸の思いで、当初予定していた箱根での宿泊の形を取り止め、8月21日（金）に都内の自由法曹団の事務所での開催になってしまいました。さらに、団の事務所の会議室も決して広くはないため、密室状態を避けるべく、団員の皆様には、基本的にWEBでのご参加をお願いすることになってしまいました。サマーセミナーの隠れたメインイベントは、懇親会と、その後のエンドレスな二次会三次会四次会と翌日の激しい二日酔いに

あるので、そっちの方をととても楽しみにして下さっていた団員の皆様には、申し訳ない気持ちでいっぱいです。しかし、セミナーの内容は、タイムリーなものばかりで、有意義な時間となることをお約束いたします。ぜひご参加ください！

8月21日（金）13：00～16：00

「コロナ時代をどう生きるか」

山本太郎先生（長崎大学熱帯医学研究所教授）

山本太郎先生は、人類の歴史を分析し、ウィルスの感染拡大は、新しい思想や価値観、新しい社会の仕組みが取り入れられ、あるいは取り入れざるを得なくなり、社会変革のきっかけになると説いています。たとえば、ヨーロッパ社会が、まだキリスト教会を中心に物事が決められていた時代、ペストの大流行がありました。その際、急激な労働力の減少が賃金の上昇をもたらし、農民は流動的になり荘園制は崩壊し、ペストの拡大を防げなかったキリスト教会は人々の信頼と権威を失い、その結果、「国家」という概念が人々の意識のなかに台頭してきたようです。今回のサマーセミナーでは、このような山本太郎先生のお話をじっくりと聞いて、質問と意見交換をしましょう。

なお、山本太郎先生に、団事務所で講義していただくか、または長崎からWEBで講義していただくかは、現在未定です。

事前に読んでおくにより理解が深まる本と論文をご紹介します。

○『感染症と文明—共生への道』（岩波書店）

○『パンデミック後の未来を選択する』（「世界」2020年7月号 岩波書店）

8月21日（金）16：00～16：20

山添拓団員・参議院議員からの情勢報告

参議院法務委員会での、法務大臣に対する黒川問題についての質問の様子の動画が、何万回も繰り返し視聴され、多くの国民に「法廷の尋問みたい」「質問のお手本」と大絶賛されたことが記憶に新しいですね。現在の国会の状況を聞いてみましょう。

8月21日（金）16：30～17：45

若手企画「若手弁護士の諸活動と事務所経営の両立について」（仮題）

黒澤有紀子団員（東京南部法律事務所・64期）

昨年に引き続き、若手企画です。自由法曹団に入った団員は、誰もが人権活動や社会活動を行っていますが、事務所経営についても無関心ではられません。自由法曹団の弁護士であれば誰もが突き当たって大いに悩むこの問題を中心に、自らの経験と、今後の課題を語っていただきます。その後は、皆さんで意見交換しましょう。

皆様のたくさんの参加をお待ちしております。WEB上で密になりましょう！

7月幹事会議事録

●情勢

- 1 労働審判・労働委員会の早期再開を求める 申入れ 提案
→申入書を作成し、8月中に提出する。東京地裁民事事件・刑事事件と家庭裁判所への家事事件、提出先は5つ。
起案〆切8月10日くらい。
- 2 教科書問題
都教委が19年ぶりに育鵬社歴史教科書を採択しなかった。
投票が育鵬社と自由社で分裂したのではないかという見方が出ている。
中高一貫では、「試験に使えない」等の話があがっていると聞く。
- 3 自衛官採用募集問題
意見書案検討中。
- 4 関東大震災朝鮮人虐殺追悼式典問題
東京都は、各種条件について協議したいとの申し入れがある。主宰者も今年は、感染症関係で規模を縮小して進める予定であるので、法廷闘争になる様子はない。
- 5 桜を見る会告発団
東京支部団員の229名、8月6日提出行動予定。

●サマーセミナー

- 1 スケジュール 箱根には行かないという方向で決定。会場は団本部。
参加申し込み（ZOOM 又は実際に団本部へ）は8月14日（金）まで。
山本太郎さん→長崎にいた場合には長崎から ZOOM で、東京におられるなら、そこから会議室（団本部もしくは貸会議室を検討中）に来られるか。山本先生の意向を確認する。日程・担当は表参照。

<当面の日程>

【改憲問題対策法律家6団体連絡会 夏合宿 渡辺治先生講演】

日時：8月9日（日）10時15分～12時45分

講演：「安倍政権の総検証とこれに代わる政策政権構想」（仮題）／渡辺治先生（一橋大学名誉教授）

趣旨：改憲問題対策法律家6団体連絡会は、次の衆議院選挙を安倍政権退陣の機ととらえ、法律の専門家として、主に憲法の視点から、安倍政権の総検証を行い、安倍政治に代わる政策構想を、昨年の13項目の共通政策を土台に、コロナ禍のまたコロナ後の日本を展望しながら理論的実践的に検討をすべく、夏合宿を実施します。この夏合宿の中で、渡辺治先生（一橋大学名誉教授）に基調報告をしていただくことになり、講演（90分）とその後の質疑応答をオンラインで視聴できるように致しました。

視聴方法：Zoom（ウェビナーによる視聴）

▼ 下記のリンクをクリックしてウェビナーに参加してください ▼

<https://zoom.us/j/98630149032?pwd=Qmh5ekhsWlEvL3hUNTR1dnJEaTBaUT09>

パスコード：453308

【日米安保条約・基地問題企画】

日時：8月29日（土）13時～17時

場所：全労連会館ホール+Zoom の併用

講演：梶原渉さん（団安保学習会講師、一橋大学大学院生）

報告：在日米軍基地、自衛隊基地の撤去、建設阻止に向けて闘う各地の団員からの報告

主催：自由法曹団改憲阻止対策本部／出席される方は団本部にお問い合わせ下さい

【自由法曹団2020年兵庫・神戸総会（仮称）】

日時：10月18日（日）10時30分～16時30分

会場：神戸市「神戸国際会議場国際会議室（301）」（予定）、WEB会議システム併用

※会場は最大収容人数120名（予定）、総会前日のプレ企画、総会当日の大懇親会は実施なし

全国弁護士グループの先生と職員の間さまをお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特長（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは**簡単で、医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

【①】所得補償保険

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の告知に基づく自営事業も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の診断検査で就業不能による就業不能も補償**します。

＜月給保険料表＞

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間1日、団体割引25%、職歴別型1年、保険期間1年、特種障害33歳未満特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【②】団体長期障害所得補償保険（GLTD）

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最大70歳まで長期に補償**します。 ※医師の告知に基づく自営事業も対象
- 所定の診断検査で就業不能も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数的上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

＜月給保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、特種障害33歳未満特約セット、対象期間70歳まで、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	支払対象外期間		372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843		
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109		
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636		
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646		
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887		
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442		
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303		
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454		

大本営案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取次代理店＞

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 御本ビル3F
TEL：03-3405-0041（全国弁護士グループ専用）
（受付時間：平日の午前9時30分から午後5時まで）

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン 日本興亜株式会社 団体・公務員特約 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

（GJNK18-0887、平成30年11月6日）